岐阜県地域の課題解決応援事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、地域住民が互いに支え合い、安全に安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地域の課題解決に向けた地域活動に取り組んでいる団体（以下「地域活動団体等」という。）に対し、その活動に関して指導、助言等を行うアドバイザー及びコーディネーター（以下「アドバイザー等」という。）の派遣その他の支援を行い、もって地域の絆づくりを推進し、地域コミュニティの再生・活性化及び地域の課題解決力の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「地域活動」とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、公共的な課題の解決を目的として自主的かつ主体的に取り組む活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

（１）営利を目的とする活動

（２）政治又は宗教を目的とする活動

（３）特定の主義、主張の浸透を図ることを目的とする活動

２　この要綱において「地域活動団体等」とは、次の団体をいう。

（１）主として地域住民で構成された地域活動を目的とする団体（自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、子ども会、女性団体、青年団体、ＰＴＡ等）。ただし、法人格の有無を問わない。

（２）県内の企業・事業所

（３）県内の市町村

（４）前３号に掲げる団体のほか、特に県が地域活動団体等と認める団体

（支援対象）

第３条　アドバイサー等の派遣その他の支援の対象となる地域活動団体等のうち、前条第２項（１）に定める団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

（１）団体の主たる活動範囲が岐阜県内であること

（２）団体の構成員が概ね１０人以上であり、代表者が定められていること

（３）団体としての規約その他これに準ずるものが定められていること

（４）団体の構成員の半数以上が地域住民であること

（５）この事業において県が負担する経費に対し、国、地方公共団体又は他の団体から補助金や助成金、委託費等の交付を受けていないこと

（支援依頼）

第４条　アドバイザー等の派遣その他の支援を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、地域の課題解決応援事業支援申請書（別記第１号様式）を県に提出するものとする。

（支援決定）

第５条　県は、第４条の申請があったときは、申請団体が第３条に規定する地域活動団体等であることを確認したうえで、申請内容及び支援の必要性等について検討し、支援を行う申請団体（以下「支援団体」という。）を決定するものとする。
２　県は、前項の規定により支援を決定したときは、支援団体と協議のうえ、次の各号のうちから支援内容を決定し、地域の課題解決応援事業支援決定通知書（別記第２号様式）により申請団体に通知するものとする。
（１）アドバイザーの派遣
（２）コーディネーターの派遣
（３）その他県が必要と認める支援
３　県は、第１項の規定により支援しないことを決定したときは、その理由を明記のうえ申請団体に通知するものとする。

（アドバイザー等の選定）
第６条　県は、支援団体と協議のうえ、専門家、先進活動団体の関係者、関係機関・団体の職員、関係市町村及び県の職員等のうちから適任と認める者をアドバイザーとして選定するものとする。
２　県は、支援団体と協議のうえ、専門家、先進活動団体の関係者、岐阜県コミュニティ診断士等のうちから適任と認める者をコーディネーターとして選定するものとする。

（先進活動団体の選定）
第７条　県は、支援団体と協議のうえ、支援団体と類似した課題解決に取り組む実績を有する先進活動団体を選定するものとする。

（派遣期間等）
第８条　第５条第２項に定めるアドバイザー等の派遣については、原則として１事業年度において１支援団体につき３回を限度とする。

（支援の中止）
第９条　県は、支援団体が、この事業の目的に反したとき、又は目的を達成することができないと認めたときは、支援を中止することができる。
２　県は、前項の規定により支援の中止を決定したときは、その理由を明記のうえ支援団体に通知するものとする。

（経費の負担）
第１０条　アドバイザー等に係る謝金及び旅費については、予算の範囲内で別表のとおり県が負担するものとする。
２　前項に定めるもののほか、必要な経費については、支援団体等が負担するものとする。

（実績報告）
第１１条　支援団体は、アドバイザー等の派遣その他の支援の終了後、その終了日の翌日から起

算して１４日以内に、地域の課題解決応援事業実績報告書（別記第３号様式）を県に提出しなければならない。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境エネルギー生活部県民生活課が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成２４年７月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条第２項関係）

科　目	区　分	単　価
謝　金	（１）専門家（大学の教授、准教授その他研究教育職員、専門的な知識を有する者等）	教授相当：１時間当たり１３，０００円 准教授相当：１時間当たり８，０００円 医師・弁護士等： １時間当たり１３，０００円 その他：１時間当たり　６，０００円
	（２）先進活動団体関係者	１時間当たり　６，０００円
	（３）岐阜県コミュニティ診断士	１時間当たり　３，５００円
旅　費	上記（１）から（３）の者	岐阜県職員等旅費条例（昭和３２年条例第３０号）の規定を準用する。